

借用証書一般特約条項のポイント解説

- 「借用証書一般特約条項」及び「資金別特約条項」は、公庫とのお取引にあたってお守りいただく重要な事項を定めたものです。
 - ご契約前に必ずご確認ください、公庫資金を正しくお使いください。
-

内 容	条文
<p>(使用目的の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ 公庫資金は借用証書の「資金使途」欄に記載された使途以外に使用できません。 ❑ また、あらかじめお申出のあった計画又は変更の承認を受けた計画（いずれも行政庁の選認を受けたものを含みます。）以外の事業への使用は禁止されています。 <p>(貸付金額の最高限度の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ 公庫資金は「資金ごとに定められた額」又は「お客様が負担する額に一定の融資率を乗じた額」のいずれか低い額の範囲内でしかご融資できません。 ❑ 貸付金額の最高限度については、資金別特約条項に記載しています。 	第2条
<p>(繰上償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ お客様の信用状況が著しく低下した場合又はお客様と連絡がつかなくなった場合は、借入金の全額を直ちにご返済いただきます。 ❑ 借入金の額が借入金額の最高限度を超えることとなった場合は、限度超過分をご返済いただきます。その他、決められた使途以外に借入金を使用した場合、融資対象の物件を公庫の承諾なく他人に譲渡、転用、賃貸した場合など所定の事由に該当した場合は、借入金の全額又は一部をご返済いただきます。 	第5条
<p>(お客様のご都合による繰上償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ 借入金の繰上償還を希望する場合は、必ず公庫にご相談ください。ご利用いただいている資金によっては、繰上償還手数料をお支払いただく必要があります。 ❑ 繰上償還手数料の対象有無は、資金別特約条項に記載しています。 	第5条の 2

内 容	条文
<p>(違約金)</p> <p>❑ 決められた用途以外に借入金を流用した場合や借入金の額が最高限度を超えることとなった場合などは、借入金の全額又は一部を繰上償還していただくことに加え、違約金をお支払いただく場合があります。</p>	第6条
<p>(遅延損害金)</p> <p>❑ お客様のご返済が元金払込日より遅れた場合は、元金払込日の翌日からお支払のある日までの間について、ご返済いただく元金に対して借用証書記載の割合による遅延損害金をお支払いただくことになります。</p>	第7条
<p>(担保)</p> <p>❑ 融資対象物件など取得前の物件を担保にご提供いただく場合は、取得後速やかに担保設定を行ってください。</p> <p>❑ 担保としてご提供いただいた物件について、公庫の承諾なく現状を変更したり、公庫以外の担保に差し入れたり、賃貸又は譲渡したりしないでください。</p>	第8条 第9条
<p>(保証等)</p> <p>❑ 連帯保証人又は物上保証人から依頼があった場合、公庫は連帯保証人又は物上保証人に対して借入金の返済状況や残額等の情報を提供します。</p> <p>❑ 個人の方に連帯保証を委託する場合は、借用証書等を提出するまでに、連帯保証人に対して、必ず次の①から③の事項に関する情報を提供してください。</p> <p>① お客様の財産及び収支の状況</p> <p>② 今回の公庫資金以外に負担している債務の有無並びに債務が有る場合はその額及び返済状況</p> <p>③ 今回の公庫資金の担保について、公庫以外に対する担保提供状況（予定を含む）及びその内容</p>	第11条 第11条の2

内 容	条文
<p>(現地調査、会計検査院による検査等、経営状況等のご報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ 事業の完成状況、固定資産台帳への計上、その他会計帳簿による請負業者等への支払状況等について、公庫による現地調査、会計検査院による検査等が行われることがあります。 ❑ ご返済が完了するまでの間、お客様の経営状況を每期ご報告いただきます。 	第14条
<p>(費用負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ 借入及び担保に関する一切の費用は、お客様にご負担いただきます。 (例) 元金及び利息の返済に伴う振込手数料、担保設定に係る費用、質権設定に伴う確定日付料、借入金の送金に係る送金手数料、証書に貼付する収入印紙 	第16条
<p>(反社会的勢力の排除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ お客様、連帯保証人及び物上保証人の方に次の内容をお約束いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ①現在、次のいずれにも該当せず、将来においても該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者等 ・暴力団員等が経営に実質的に関与している等暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ②暴力的な要求行為等を行わないこと。 	第21条